

物品等又は役務の名称及び数量	モルタル試験体等の製作および海洋暴露補助業務				
契約責任者の氏名、組織の名称及び所在地、法人番号	神奈川県横須賀市長瀬三丁目一番一号 国立研究開発法人海上・港湾・航空技術研究所 港湾空港技術研究所長 稲田 雅裕 (法人番号5012405001732)				
契約を締結した日	令和3年6月22日				
契約の相手方の氏名及び住所、法人番号	(住所) 神奈川県茅ヶ崎市茅ヶ崎1-3-36 (氏名) (法人番号 1021001007733) 株式会社シーテック				
随意契約によることとした理由	<p>本業務は、共同研究の一環としてモルタル製の試験体等(以下、試験体等)を製作し、所定の試験実施場所に設置するものである。</p> <p>構造新技術研究グループは、海洋環境における、フライアッシュ及び銅スラグ細骨材を使用したモルタルの藻場造成能力の検証及びメカニズム検討のため、電源開発(株)との共同研究を実施しており、電源開発(株)が開発したモルタルを使用し、過去に製作された小型の試験体と同等のものを製作し、既往の研究成果との比較検討を行うこととしている。また、試験実施場所として電源開発(株)の敷地内に設置することとしている。</p> <p>既往の研究結果との比較検討を適切に実施するには、材料、設備、手順等を同様とした技術的な条件下で試験体を製造する必要があり、過去に供試体の実質的な製作を実施した株式会社シーテック以外の実施は困難である。</p> <p>また、本業務の試験体の設置場所である電源開発(株)若松総合事業所への設置については、当該現場の状況や関連機関との調整について熟知等している株式会社シーテックが実施するよう、電源開発(株)から求められている。</p> <p>上記より契約事務取扱細則第53条第1項第1号における以下に該当する。</p> <p>ニ 国、地方公共団体等との取決めにより、契約の相手方が一に定められているとき。</p> <p>ホ 研究開発、実験等の成果の連続性、接続性の確保のため、契約の相手方が一に限定されているとき。</p> <p>ヨ「特定の設備及び技術を有する製作者でなければ製作することができない物件を製作せざるとき」</p> <p>以上より、株式会社シーテックと随意契約するものである。</p>				
契約金額 (消費税込)	¥4,500,000.-	予定価格 (消費税込)	¥4,829,438.-	落札率	93.1%
再就職した役員数		備 考			

(備考)

公表対象随意契約が単価契約である場合には、契約金額欄に契約単価を記載するとともに、備考欄に単価契約である旨及び単価に予定調達数量を乗じた額を記載する。